

## 米子市監査委員告示第7号

### 定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年7月13日

米子市監査委員 野坂正史  
米子市監査委員 植田昭  
米子市監査委員 中田利幸

#### 1 監査の種類

定期監査

#### 2 監査の対象

環境政策課

#### 3 監査対象の概要

環境政策課の課及び担当の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 環境保全の総合企画調整に関すること。
- (2) 環境意識の普及啓発に関すること。
- (3) 自然保護に関すること。
- (4) 地球温暖化防止対策に関すること（都市整備部建築相談課の所掌に属する事項を除く。）。
- (5) 自然エネルギーに関すること（他の課の所掌に属する事項を除く。）。
- (6) 米子水鳥公園に関すること。
- (7) ラムサール条約登録湿地の保全及び賢明利用に関すること。

- (8) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号。以下「県事務処理特例条例」という。）及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第16号。以下「県事務処理特例条例事務範囲規則」という。）で定めるところにより市が処理することとされた鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）の規定に基づく事務に関する事。
- (9) 公害防止施策の総合的推進に関する事。
- (10) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）の規定に基づく事務に関する事。
- (11) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規定に基づく事務に関する事。
- (12) 振動規制法（昭和51年法律第64号）の規定に基づく事務に関する事。
- (13) 環境基本法（平成5年法律第91号）の規定に基づく環境基準の地域類型の指定に関する事。
- (14) 土地等の適正な管理に関する事。
- (15) 水質保全対策に関する事。
- (16) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づく事務に関する事。
- (17) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の規定に基づく事務に関する事。
- (18) 県事務処理特例条例で定めるところにより市が処理することとされた鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）の規定に基づく事務に関する事。
- (19) 米子市水道事業管理者に対する事務の委任に関する規則（平成17年米子市規則第13号）第2条の規定により水道事業管理者に委任した事務（専用水道及び簡易専用水道に係るものに限る。）に係る水道事業管理者との連絡及び調整に関する事。

また、令和元年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和2年3月末日現在）は、別表のとおりであった。

#### 4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

## 5 監査の実施内容

### (1) 監査の範囲

主として平成31年4月1日から令和2年3月末日までに執行された財務に関する事務

### (2) 監査の期日

令和2年5月26日

### (3) 監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭・安田 篤

### (4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

## 6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

### (1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

ウ 収入に関する事務については、適正に処理されていた。

エ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

オ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ク 賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ケ 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

コ 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、補助事業等実績報告書及び補助事業等確定通知書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年

米子市訓令第2号)の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

サ 時間外勤務に関する事務については、適正に処理されていた。

(2) 公有財産の管理事務

ア 公有財産台帳の整備に関する事務については、環境政策課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項は符合した。

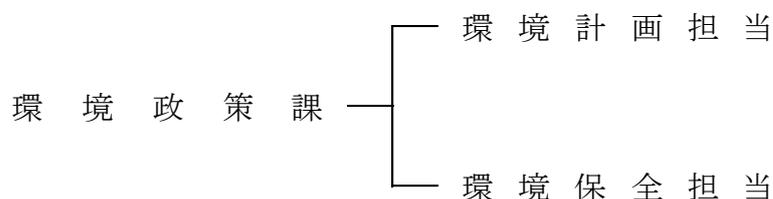
イ 行政財産の使用許可に関する事務については、適正に処理されていた。

(3) 物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納(受払)簿とを照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

別 図 組織図



別 表 令和元年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(令和2年3月末日現在)

歳 入 (単位：円、パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
総務使用料	7,000	7,190	7,190	0	102.7	100.0
衛生手数料	3,660,000	3,848,190	3,665,940	182,250	100.2	95.3
総務費県補助金	300,000	294,100	0	294,100	0.0	0.0
衛生費県補助金	600,000	600,000	0	600,000	0.0	0.0
雑 入	0	9,290	9,290	0	-	100.0
合 計	4,567,000	4,758,770	3,682,420	1,076,350	80.6	77.4

歳 出

( 単位 ; 円 . パーセント )

費 目	A	B	C	A - C	C / A	C / B
	予 算 現 額	支出負担行為額	支 出 済 額	予 算 残 額		
環 境 対 策 費	12,619,400	11,118,537	8,934,329	3,685,071	70.8	80.4
水 鳥 公 園 費	51,097,000	50,813,924	50,707,573	389,427	99.2	99.8
予 防 費	3,959,624	3,904,293	2,575,186	1,384,438	65.0	66.0
合 計	67,676,024	65,836,754	62,217,088	5,458,936	91.9	94.5